

# 国民健康保険からのお知らせ

**国民健康保険税は納期内に納付してください**

本年度の国民健康保険税(国保税)の納付書が7月に発送されました。第1期のお支払いはもうお済みでしょうか。国保税は、7月から翌年2月までの8期で納めることになっています。国保税は国保制度を支える大切な財源ですので、忘れずに納めましょう。

1年を越える滞納があると、保険証を返還してもらおう場合がありますので、納付が困難な場合は、納期限までに税務課にご相談ください。

**国保税の納付は口座振替が便利です**

国保税の納付には、ぜひ口座振替をご利用ください。口座振替なら、国保税を納めに行く手間が省けるだけでなく、納め忘れの心配もないので、安心・便利・確実です。一度手続きをするだけで、翌年度以降も自動的に継続されます。

**年度の途中で加入・脱退した場合の国保税**

年度の途中で被保険者の異動があった場合、月割りで計算します。月の途中で加入した場合はその月から課税となり、脱退した場合はその月の前月分まで課税となります。

**国保税には負担軽減措置があります**

倒産や解雇、雇い止めなどで離職した人には、前年の給与所得を100分の30の額とみなして国保税を計算する軽減措置があります。軽減を受けるには申請が必要です。

○軽減対象期間  
離職日の翌日から翌年度末まで(国保の資格を喪失した場合はその時点まで)

○対象者  
雇用保険法の特定受給資格者と特定理由離職者  
※雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「11・12・21・22・23・31・32・33・34」の人

**新しい高齢受給者証をお送りしました**

70歳から74歳までの人に交付されている高齢受給者証は、前年の所得によって負担割合(2割または3割)を判定し、毎年8月1日に更新されます。

対象者には、7月下旬に世帯主宛てに郵送しました。新しい受給者証がお手元に届いているかご確認ください。

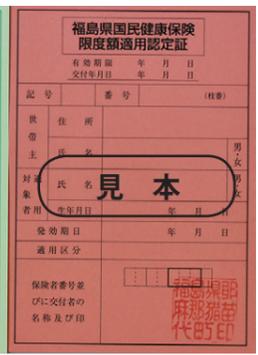


**8月は限度額適用認定証の更新月です**

入院の予定がある人や外来での医療費が高額になりそうな人などは、「限度額適用認定証」

**限度額適用認定証**

を医療機関へ提示することで、医療費の窓口負担が下記【表1・2】までになります。認定証が必要な場合は、事前に国保年金係の窓口で申請し、交付を受けてください。



【表1】 ● 70歳未満の人

所得区分	1カ月の自己負担限度額		入院時の1食の食事負担
	3回目まで	4回目以降	
ア：年間所得 901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円	460円
イ：年間所得 600万円～901万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円	460円
ウ：年間所得 210万円～600万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円	460円
エ：年間所得 210万円以下	57,600円	44,400円	460円
オ：住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	210円(※)

【表2】 ● 70歳以上(高齢受給者)の人

所得区分			1カ月の自己負担限度額			入院時の1食の食事負担
			外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)	4回目以降	
現役並み所得者	III	課税所得額	690万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円	460円
	II		380万円以上	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円	460円
	I		145万円以上	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円	460円
一般			18,000円 (年間限度額 144,000円)	57,600円	44,400円	460円
低所得者(住民税非課税)			低II	24,600円	—	210円(※)
				低I	15,000円	—

(※) 過去12カ月間で入院日数が90日を超えると160円になります。詳しくは、国保年金係にお問い合わせください。  
 ・4回目以降の金額は、過去12カ月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合に適用される金額です。  
 ・入院時の食事負担や差額ベッド代などは、自己負担限度額に含まれません。

岡町民生活課 国保年金係 ☎(62)2114

**【加入したとき】**  
 保険税 = 年間保険税 × (加入した月から3月までの月数) ÷ 12  
 (例) 7月から国保加入

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

年間保険税の12分の9を納めます

**【脱退したとき】**  
 保険税 = 年間保険税 × (4月から脱退した月の前月までの月数) ÷ 12  
 (例) 11月に国保脱退

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

年間保険税の12分の7を納めます